

生駒市条例第26号

生駒市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年6月18日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

生駒市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年12月生駒市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号を次のように改める。

(4) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状
を有する者

第10条第3項に次の1号を加える。

(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と
認めたもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。